

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

届出対象行為の種類	手 続	届 出 日
法第16条第 1 項第 1 号 の建築物の建築等	建築基準法 ( 昭和25年法律第201号 ) 第 6 条第 1 項 又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認申請	申請の日の 30日前
	建築基準法第18条第 2 項の規定による計画通知	通知の日の 30日前
	建築基準法第43条第 1 項ただし書その他の規定によ る特定行政庁の許可の申請	申請の日の 30日前
	建築基準法第44条第 1 項第 3 号その他の規定による 特定行政庁の認定の申請	申請の日の 30日前
	建築基準法第58条の規定による都市計画で定めた基 準の許可の申請	申請の日の 30日前
	行為の着手	着手する日 の30日前
法第16条第 1 項第 2 号 の工作物の建設等	建築基準法第88条第 1 項又は第 2 項において準用す る同法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定に よる工作物確認申請	申請の日の 30日前
	都市計画法 ( 昭和43年法律第100号 ) 第29条その他 の規定による開発行為の許可の申請 ( 都市計画法第 4 条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日
	行為の着手	着手する日 の30日前
法第16条第 1 項第 3 号 の開発行為	都市計画法第29条その他の規定による開発行為の許 可申請	申請の日
	行為の着手	着手する日 の30日前
条例第11条第 1 項第 1 号の切土、床掘その他 の土地の掘さく又は埋 土若しくは盛土をする 行為	静岡県土採取等規制条例第 3 条第 1 項の規定による 届出	届出の日
	行為の着手	着手する日 の30日前
条例第11条第 1 項第 2 号の砂利の採取をする 目的で行う土地の区画 形質の変更	砂利採取法 ( 昭和43年法律第74号 ) 第16条の規定に よる採取計画の認可の申請	申請の日
	行為の着手	着手する日 の30日前